

登録業種および登録申請手数料

[令和4（2022）年4月1日現在]

業種	業務の概要	手数料 (現金納付)
建築物清掃業 【第1号】	建築物における床等の清掃を行う事業 (建築物の外壁や窓の清掃, 給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)	36,700円
建築物空気環境測定業 【第2号】	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量, 一酸化炭素の含有率, 二酸化炭素の含有率, 温度, 相対湿度, 気流, ホルムアルデヒドの量)の測定を行う事業	
建築物空気調和用ダクト清掃業 【第3号】	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業	
建築物飲料水水質検査業 【第4号】	建築物における飲料水について, 水質基準に関する省令に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業	
建築物飲料水貯水槽清掃業 【第5号】	受水槽, 高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業	
建築物排水管清掃業 【第6号】	建築物の排水管の清掃を行う事業	
建築物ねずみ昆虫等防除業 【第7号】	建築物におけるねずみ, 昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業	
建築物環境衛生総合管理業 【第8号】	建築物における清掃, 空気調和設備および機械換気設備の運転, 日常的な点検および補修(以下「運転等」という)ならびに空気環境の測定, 給水栓および排水に関する設備の運転等ならびに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査ならびに給水栓における水の色, 濁り, 臭いおよび味の検査であって, 特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業	46,800円